

○佐倉市立学童保育所設置及び管理等に関する条例施行規則（平成三年十二月二十五日規則二十九号）

新	旧
<p>佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例（平成三年佐倉市条例第二十八号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入所の申込み)</p> <p>第二条 佐倉市立学童保育所（以下「学童保育所」という。）への児童の入所をさせようとする者は、学童保育所入所申込書（別記様式第一号）に就労（内定）証明書（別記様式第二号）又は保育に欠けることを証明する書類を添えて指定管理者（条例第五条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>(入所の承諾)</p> <p>第三条 指定管理者は、前条の規定による申込みがあつたときは、審査基準表（別表）に定めるところにより審査し、適当であると認めるときは、入所を承諾するものとする。</p>	<p>佐倉市立学童保育所設置及び管理等に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、佐倉市立学童保育所設置及び管理等に関する条例（平成三年佐倉市条例第二十八号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開設時間及び休業日)</p> <p>第二条 佐倉市立学童保育所（以下「学童保育所」という。）及び児童クラブ（以下これらを「学童保育所等」という。）の開設時間は、小学校の放課後から午後七時まで（土曜日においては、午前七時から午後五時まで及び佐倉市立小学校及び中学校管理規則（昭和二十九年佐倉市教育委員会規則第一号）第十九条の二に規定する休業日においては、午前七時から午後七時まで）とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 学童保育所等の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>一 日曜日</p> <p>二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休業日</p> <p>三 年始休業日 一月二日及び同月三日</p> <p>四 年末休業日 十二月二十九日から同月三十一日まで</p> <p>五 臨時休業日 市長が特に必要と認められた日</p> <p>3 市長は、前二項の規定にかかわらず、保護者又は地区の事情等により特に必要と認めるときは、開設時間外又は休業日であっても保育することができる。</p> <p>(入所等の申込み)</p> <p>第三条 学童保育所等への児童の入所又は加入（以下「入所等」という。）をさせようとする者は、学童保育所等入所等申込書（別記様式第一号）に就労（内定）証明書（別記様式第二号）又は保育に欠けることを証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(入所等の承諾)</p> <p>第四条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、審査基準表（別表）に定めるところにより審査し、適当であると認めるときは、入所等を承諾するものとする。</p>

(優先順位)

第四条 前条の規定にかかわらず、申込みのあった児童の数が当該**学童保育所**の定員を超える場合は、次項及び第三項に規定する優先順位の高い者から順に**入所**を承諾するものとする。

2 優先順位は、審査基準表に掲げる保護者の状況の区分に該当する各保護者の指数の合計に調整指数基準に掲げる状況の区分に該当する各指数の合計を加えた数(以下「合計指数」という。)の高い順による。

3 前項の規定により決定した合計指数が同じ者の間の優先順位は、次に掲げる順序による。

- 一 **入所**を希望する児童の学年が小さい者
- 二 ひとり親世帯である者
- 三 審査基準表の指数の合計が高い者
- 四 申込みをした**学童保育所**に対する希望順位が高い者

4 優先順位の決定に当たっては、第八条第一項の規定により転所を希望する者と併せて行うものとする。

(通知)

第五条 指定管理者は、**入所**を承諾したときは、**学童保育所入所(転所)承諾通知書**(別記様式第三号)により保護者に通知するものとする。

2 指定管理者は、**入所**を承諾しないときは、**学童保育所入所(転所)不承諾通知書**(別記様式第四号)により保護者に通知するものとする。

(入所の期間)

第六条 **入所**の期間は、**入所**希望日からその日の属する年度の三月三十一日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、審査基準表の類型の出産に該当する場合における**入所**の期間は、出産予定月の前後二箇月の間とする。ただし、出産月が出産予定月と異なつたときは、**入所**の期間の終期は、当該出産月の二箇月後とする。

3 前二項の規定にかかわらず、**指定管理者**は、特に必要があると認めるときは、**入所**の期間を変更することができる。

(利用時間及び利用月の変更)

第七条 **入所**の承諾を受けた場合において、**条例第四条第一号**に規定する放課後児童健全育成事業の利用時間(午前七時から午前八時まで又は午後六時から午後七時までに限る。)又は利用月を変更しようとする者は、利用

(優先順位)

第五条 前条の規定にかかわらず、申込みのあった児童の数が当該**学童保育所等**の定員を超える場合は、次項及び第三項に規定する優先順位の高い者から順に**入所等**を承諾するものとする。

2 優先順位は、審査基準表に掲げる保護者の状況の区分に該当する各保護者の指数の合計に調整指数基準に掲げる状況の区分に該当する各指数の合計を加えた数(以下「合計指数」という。)の高い順による。

3 前項の規定により決定した合計指数が同じ者の間の優先順位は、次に掲げる順序による。

- 一 **入所等**を希望する児童の学年が小さい者
- 二 ひとり親世帯である者
- 三 審査基準表の指数の合計が高い者
- 四 申込みをした**学童保育所等**に対する希望順位が高い者

4 優先順位の決定に当たっては、第八条第一項の規定により転所を希望する者と併せて行うものとする。

(通知)

第六条 市長は、**入所等**を承諾したときは、**学童保育所等入所等(転所)承諾通知書**(別記様式第三号)により保護者に通知するものとする。

2 市長は、**入所等**を承諾しないときは、**学童保育所等入所等(転所)不承諾通知書**(別記様式第四号)により保護者に通知するものとする。

(入所等の期間)

第七条 **入所等**の期間は、**入所等**希望日からその日の属する年度の三月三十一日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、審査基準表の類型の出産に該当する場合における**入所等**の期間は、出産予定月の前後二箇月の間とする。ただし、出産月が出産予定月と異なつたときは、**入所等**の期間の終期は、当該出産月の二箇月後とする。

3 前二項の規定にかかわらず、**市長**は、特に必要があると認めるときは、**入所等**の期間を変更することができる。

(利用時間及び利用月の変更)

第七条の二 **入所等**の承諾を受けた場合において、放課後児童健全育成事業の利用時間(午前七時から午前八時まで又は午後六時から午後七時までに限る。)又は利用月を変更しようとする者は、利用時間・利用月変更申込

時間・利用月変更申込書（別記様式第四号の二）を**指定管理者**に提出しなければならない。

2 **指定管理者**は、利用時間及び利用月の変更を承諾したときは、利用時間・利用月変更承諾通知書（別記様式第四号の三）により保護者に通知するものとする。

3 **指定管理者**は、利用時間及び利用月の変更を承諾しないときは、**利用時間・利用月変更不承諾通知書**（別記様式第四号の四）により保護者に通知するものとする。

（転所）

第八条 在所児童の保護者は、**学童保育所**の変更（以下「転所」という。）を希望するときは、**学童保育所転所申込書**（別記様式第五号）を**指定管理者**に提出しなければならない。ただし、**学童保育所を運営する指定管理者が異なるときは、学童保育所退所届**（別記様式第六号）を提出するとともに、別に**学童保育所入所申込書**により申込みを行うものとする。

2 **指定管理者**は、**前項本文**の規定による申込みがあつたときは、当該希望する**学童保育所**における保育の実施状況等を確認し、転所の可否を決定するものとする。

3 **第四条**の規定は、前項の決定をする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「**入所**」とあるのは「**転所**」と、同条第四項中「**第八条第一項の規定により転所を希望する者**」とあるのは「**第二条の規定により入所をさせようとする者**」と読み替えるものとする。

4 **指定管理者**は、転所を認めるときは、**学童保育所入所（転所）承諾通知書**により保護者に通知するものとする。

5 **指定管理者**は、転所を認めないときは、**学童保育所入所（転所）不承諾通知書**により保護者に通知するものとする。

（退所の手続）

第九条 児童を**学童保育所**から**退所**をさせようとする者は、**学童保育所退所届**（別記様式第六号）により**指定管理者**に届け出なければならない。

2 **指定管理者**は、前項の規定により児童の**退所**を決定したときは、**学童保育所退所通知書**（別記様式第七号）により保護者に通知するものとする。

（保護者の届出事項）

第十条 保護者は、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかにその旨を**学童保育所入所申込事項変更届**（別記様式第八号）により**指定管理者**に届け出なければなら

ない。書（別記様式第四号の二）を**市長**に提出しなければならない。

2 **市長**は、利用時間及び利用月の変更を承諾したときは、利用時間・利用月変更承諾通知書（別記様式第四号の三）により保護者に通知するものとする。

3 **市長**は、利用時間及び利用月の変更を承諾しないときは、**学童保育所等利用時間・利用月変更不承諾通知書**（別記様式第四号の四）により保護者に通知するものとする。

（転所）

第八条 在所児童の保護者は、**学童保育所等**の変更（以下「転所」という。）を希望するときは、**学童保育所等転所申込書**（別記様式第五号）を**市長**に提出しなければならない。

2 **市長**は、**前項**の規定による申込みがあつたときは、当該希望する**学童保育所等**における保育の実施状況等を確認し、転所の可否を決定するものとする。

3 **第五条**の規定は、前項の決定をする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「**入所等**」とあるのは「**転所**」と、同条第四項中「**第八条第一項の規定により転所を希望する者**」とあるのは「**第三条の規定により入所等をさせようとする者**」と読み替えるものとする。

4 **市長**は、転所を認めるときは、**学童保育所等入所等（転所）承諾通知書**により保護者に通知するものとする。

5 **市長**は、転所を認めないときは、**学童保育所等入所等（転所）不承諾通知書**により保護者に通知するものとする。

（退所等の手続）

第九条 児童を**学童保育所等**から**退所又は脱退**（以下「退所等」という。）をさせようとする者は、**学童保育所等退所等届**（別記様式第六号）により**市長**に届け出なければならない。

2 **市長**は、前項の規定により児童の**退所等**を決定したときは、**学童保育所等退所等通知書**（別記様式第七号）により保護者に通知するものとする。

（保護者の届出事項）

第十条 保護者は、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかにその旨を**学童保育所等入所等申込事項変更届**（別記様式第八号）により**市長**に届け出なければ

なければならない。

- 一 疾病その他児童の身上に事故が生じたとき。
- 二 児童又は保護者の住所に変更があつたとき。
- 三 保護者の勤務先、勤務条件等に変更があつたとき。
- 四 保育料の減免を受けるべき事実の消滅又は変更があつたとき。
- 五 その他**指定管理者**が特に必要があると認めた事項

(保護者の義務)

第十一条 児童が帰宅するときは、危険防止のため、当該保護者は、原則として児童を出迎えるものとする。

2 児童を欠席させようとするときは、当該保護者は、**学童保育所欠席届**(別記様式第九号)により**指定管理者**に届け出なければならない。ただし、児童を欠席させる予定が連続して四日以内のときは、口頭による届出をもつてこれに代えることができる。

(入所の承諾の取消し)

第十二条 **指定管理者は、条例第十条第二項の規定により入所の承諾を取り消すときは、学童保育所入所承諾取消通知書**(別記様式第十号)により事前に保護者に通知するものとする。

(利用料金の納入)

第十三条 **第五条第一項の規定による入所の承諾の通知を受けた者は、その月の利用料金(条例第十一条に規定する利用料金をいう。以下同じ。)**を末日までに納入するものとする。**ただし、指定管理者が必要と認めるときは、別に納期を指定して利用料金を納入させることができる。**

2 児童が月の途中で**入所**又は**退所**をした場合のその月の**利用料金**は、一月分とする。

3 前項の規定にかかわらず、児童が月の途中で**退所**をした場合で、同月中に別の**学童保育所**に**入所**をしたときのその月の**利用料金**は、一月分とする。**この場合において、退所した学童保育所と入所した学童保育所を運営する指定管理者が異なるときの利用料金の納入は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める指定管理者に対し行うものとする。**

- 一 その月の十五日前に退所した場合 **新たに入所した学童保育所を管理する指定管理者**
- 二 その月の十五日以後に退所した場合 **退所した学童保育所を管理する指**

なければならない。

- 一 疾病その他児童の身上に事故が生じたとき。
- 二 児童又は保護者の住所に変更があつたとき。
- 三 保護者の勤務先、勤務条件等に変更があつたとき。
- 四 保育料の減免を受けるべき事実の消滅又は変更があつたとき。
- 五 その他**市長**が特に必要があると認めた事項

(保護者の義務)

第十一条 児童が帰宅するときは、危険防止のため、当該保護者は、原則として児童を出迎えるものとする。

2 児童を欠席させようとするときは、当該保護者は、**学童保育所等欠席届**(別記様式第九号)により**市長**に届け出なければならない。ただし、児童を欠席させる予定が連続して四日以内のときは、口頭による届出をもつてこれに代えることができる。

(入所等の承諾の取消し)

第十二条 **市長は、児童又は保護者が条例第六条の規定に該当したときは、入所等の承諾を取り消すことができる。**

2 **市長は、前項の規定により入所等の承諾を取り消すときは、学童保育所等入所等承諾取消通知書**(別記様式第十号)により事前に保護者に通知するものとする。

(保育料の納入)

第十三条 **第六条第一項の規定による入所等の承諾の通知を受けた者は、その月の保育料**を末日までに納入するものとする。

2 児童が月の途中で**入所等**又は**退所等**をした場合のその月の**保育料**は、一月分とする。

3 前項の規定にかかわらず、児童が月の途中で**退所等**をした場合で、同月中に別の**学童保育所等**に**入所等**をしたときのその月の**保育料**は、一月分とする。

定管理者

(利用料金の滞納者に対する処置)

第十四条 **指定管理者**は、**利用料金**を滞納している保護者の児童に対して、出席の停止又は**退所を求める**ことができる。

(利用料金の減免)

第十五条 **指定管理者**は、保護者が次の表の減免の対象の区分の欄各号に該当する場合は、それぞれ同表の金額の欄各号に掲げる金額を減免することができる。**ただし、条例第四条第二号に規定する一時保育事業（以下「一時保育事業」という。）の利用に伴う利用料金の減免については、同表第一号又は第四号に該当する場合に限る。**

減免の対象の区分	金額
一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による保護を受けているとき又は前年度分の市民税が非課税であり在宅障害児若しくは在宅障害者のいる世帯若しくは母子世帯若しくは父子世帯であるとき。	全額
二 前号に掲げる世帯を除き、前年度分の市民税の所得割課税の額(世帯構成員二人以上の所得がある場合には所得割課税の合計額とする。)が一万円以下となるとき。	二分の一の額(午前七時から午前八時までの保育及び午後六時から午後七時までの保育に係る 利用料金 を除く。)
三 児童を二人以上入所等させるとき。	二分の一の額(前号に該当する場 合にあつては、減額後の額の二分の一)の額(午前七時から午前八時までの保育及び午後六時から午後七時までの保育に係る 利用料金 を除き、二人目以降の児童の保育に係る 利用料金 に限る。)
四 その他 指定管理者 が必要と認めるとき。	指定管理者 が必要と認める額

2 **利用料金の減免を受けようとする保護者は、利用料金減免申請書**(別記様式第

(保育料の滞納者に対する処置)

第十四条 **市長**は、**保育料**を滞納している保護者の児童に対して、出席の停止又は**退所等を命ずる**ことができる。

(保育料の減免)

第十五条 **市長**は、保護者が次の表の減免の対象の区分の欄各号に該当する場合は、それぞれ同表の金額の欄各号に掲げる金額を減免することができる。

減免の対象の区分	金額
一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による保護を受けているとき又は前年度分の市民税が非課税であり在宅障害児若しくは在宅障害者のいる世帯若しくは母子世帯若しくは父子世帯であるとき。	全額
二 前号に掲げる世帯を除き、前年度分の市民税の所得割課税の額(世帯構成員二人以上の所得がある場合には所得割課税の合計額とする。)が一万円以下となるとき。	二分の一の額(午前七時から午前八時までの保育及び午後六時から午後七時までの保育に係る 保育料 を除く。)
三 児童を二人以上入所等させるとき。	二分の一の額(前号に該当する場 合にあつては、減額後の額の二分の一)の額(午前七時から午前八時までの保育及び午後六時から午後七時までの保育に係る 保育料 を除き、二人目以降の児童の保育に係る 保育料 に限る。)
四 その他 市長 が必要と認めるとき。	市長 が必要と認める額

2 **保育料の減免を受けようとする保護者は、保育料減免申請書**(別記様式第

式第十一号)に前年度の市民税の課税(非課税)証明書又は市民税の納税通知書(写し)及び所得税の非課税証明書を添えて、**指定管理者**に提出しなければならない。ただし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉部長の発行する証明書を添付して、これに代えることができる。
(減免措置の通知)

第十六条 **指定管理者**は、前条第二項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、保育料の減免の可否について、**利用料金減免決定通知書**(別記様式第十二号)又は**利用料金減免却下通知書**(別記様式第十三号)により保護者に通知するものとする。

2 **指定管理者**は、**利用料金**の減免措置を受けている保護者の世帯が、前条第一項に規定する減免の対象となる世帯でなくなつたときは、**利用料金減免変更通知**(別記様式第十四号)により保護者に通知するものとする。
(利用料金の還付)

第十七条 **条例第十三条第一項ただし書の市長が別に定める基準は、次のとおりとする。**

- 一 **保護者の責めによらない理由により利用することができないとき 全額**
 - 二 **その他市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める割合**
- (事故報告)

第十八条 **指定管理者**は、学童保育所内において次に掲げる事故が発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

- 一 職員又は児童が**死亡し**、又は負傷したとき。
- 二 災害、盗難、施設損傷等の事故が発生したとき。

(一時保育事業に係る手続)

第十九条 この規則(第十五条第一項を除く。)の規定にかかわらず、**条例第四条第二号に規定する一時保育事業の実施については、指定管理者が市長の承認を得て定めるところによる。**

(補則)

第二十条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成二四年 月 日規則第 号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

十一号)に前年度の市民税の課税(非課税)証明書又は市民税の納税通知書(写し)及び所得税の非課税証明書を添えて、**市長**に提出しなければならない。ただし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉部長の発行する証明書を添付して、これに代えることができる。
(減免措置の通知)

第十六条 **市長**は、前条第二項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、保育料の減免の可否について、**保育料減免決定通知書**(別記様式第十二号)又は**保育料減免却下通知書**(別記様式第十三号)により保護者に通知するものとする。

2 **市長**は、**保育料**の減免措置を受けている保護者の世帯が、前条第一項に規定する減免の対象となる世帯でなくなつたときは、**保育料減免変更通知**(別記様式第十四号)により保護者に通知するものとする。

(事故報告)

第十七条 **学童保育所等を所管する機関の長**は、学童保育所内**又は児童クラブ**において次に掲げる事故が発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

- 一 職員又は児童が**死亡**又は負傷したとき。
- 二 災害、盗難、施設損傷等の事故が発生したとき。

(補則)

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。